

2019年5月21日

旭川医科大学病院における治験薬等の管理に関する標準業務手順書の一部を次のように改正する。

臨床研究支援センター運営委員会委員長

旭川医科大学病院における治験薬等の管理に関する標準業務手順書の一部を改正する手順書

旭川医科大学病院 製造販売後調査等標準業務手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のよ
うに改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(治験薬等管理補助者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(2) 治験機器については、薬剤師、治験責任医師、治験分担医師及び<u>看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者</u>とする。</p> <p>(3) 治験製品については、<u>薬剤師、治験責任医師、治験分担医師及び看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士その他の医療関係者</u>とする。</p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】 治験協力者の定義を明確化するための記載整備</p>	<p>(略)</p> <p>(治験薬等管理補助者)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(2) 治験機器については、薬剤師、治験責任医師、治験分担医師及び<u>治験協力者</u>とする。</p> <p>(3) 治験製品については、薬剤師、治験責任医師、治験分担医師及び<u>治験協力者</u>とする。</p> <p>(略)</p>